

近畿支部 旅費及び交通費支給に関するルール

役員、委員及び事務局職員の会議に際する出張費用は、「旅費及び交通費支給規則」に準じ、支給する。

ただし、旅費に関して「旅費及び交通費支給規則」に記載のない事項、交通費等に関しては、本ルールの定めるところにより支給する。

(旅 費)

第1条 旅費は、出張の片道距離が100km以上の場合に「旅費及び交通費支給規則」第3条表1により支給する。

「旅費及び交通費支給規則」第3条 [表1]

用役職名	乗車賃種別	宿泊料	日当
会長、会長就任予定者	運賃、特急料金 グリーン料金	13,100円	2,600円
上記以外の役員、委員 7～10級職員	運賃、特急料金	13,100円	2,600円
3～6級職員	運賃、特急料金	10,900円	2,200円
1～2級職員	運賃、特急料金	8,700円	1,700円

- 片道距離については所在地の最寄り駅、所在地と最寄り駅が2km以上離れている場合は最寄りのバス停より計算することとする。
- 乗車賃は原則実費支給とする。なお、支給にあたっては、交通機関等の「領収書」を提出することとし、「領収書」を添付できないときは、「算出根拠」となる資料を提出することとする。
- 宿泊料は、所在地の最寄り駅、もしくは所在地と最寄り駅が2km以上離れている場合は最寄りのバス停の出発が7時以前のとき、または帰着が23時以降の時には、宿泊料を加算して支給できる。「旅費及び交通費支給規則」第3条 [表1]の金額を上限とし、会務上実際に宿泊する宿泊数、日当は日数に応じて支給する。

(交通費)

第2条 交通費は、出張の片道距離が100km未満の場合に支給する。「旅費及び交通費支給規則」第4条にて交通費の支給基準が定められているが、実費が「旅費及び交通費支給規則」第4条[表2]の基準を上回ることと支給手続きの実務を軽減させるため、実費額が500円以下の場合は500円支給し、それ以上については500円単位で切り上げ支給する。

乗車賃種別	支給額
500円以下	500
501円以上 1000円以下	1,000
1001円以上 1500円以下	1,500
1501円以上 2000円以下	2,000
2001円以上 2500円以下	2,500
2501円以上 3000円以下	3,000
3001円以上 3500円以下	3,500
3501円以上 4000円以下	4,000
4001円以上 4500円以下	4,500
4501円以上 5000円以下	5,000

参考)「旅費及び交通費支給規則」 第4条 [表2]

片道距離	乗車賃種別	宿泊料	日当
15km 未満	500	無	無
15km 以上 30km 未満	1,000	無	無
30km 以上 50km 未満	1,600	無	無
50km 以上 100km 未満	運賃、急行料	無	無

(その他)

第3条 企業に勤務する役員、委員には、会社で負担することをお願いする。

以上

附 則

1 この近畿支部 旅費及び交通費支給に関するルールは、公益社団法人日本化学会の設立登記の日(平成23年3月1日)から施行する。

(平成23年2月18日 幹事会決議 制定)

(令和4年11月2日 幹事による電子投票決議 令和4年11月2日改訂)